

資料 2 - 3	H19.3.30
障害福祉サービス等に係る事業者説明会	
千葉県障害者自立支援課	

平成 19 年 4 月 1 日付の支給決定に係る留意点

1 受給者証の更新について

4 月 1 日付で障害福祉サービス及び地域生活支援給付に係るサービスの支給決定及び負担上限月額の変更を行っている者については、原則として 3 月中に受給者証の更新を行う予定であるが、一部の利用者に対して 3 月中に受給者証の更新を行えない可能性がある。

その場合は、利用者に区から送付した支給決定通知書又は変更決定通知書の提示を利用者に求め、同通知書の支給決定量の内容の範囲内で利用者(Utilization)と利用契約を結びサービスを提供していただきたい。特に、支給量の変更又はサービス種類の削除等を行っている場合は、3 月までと同種類、同量のサービス提供を行えない可能性があることに十分留意すること。また、事業者記入欄は、短期入所事業者実績記入欄を含めて現行の受給者証のものをそのまま継続して使用すること。

なお、参考までに各区より決定通知書とともに支給決定者に送付している同封文例を添付する。(別添 1)

2 重度訪問介護の支給決定量の表記について

重度訪問介護の支給決定量の表記については、平成 18 年 9 月 27 日「障害福祉サービス事業者説明会」資料 1 - 6 でお示ししたとおり、移動介護分の支給量について、本来の基本部分の支給量から控除する取り扱いとしてきた所であるが、4 月 1 日付の支給決定から当該取り扱いを改め、国が事務処理要領等で示す支給量の表記方法のとおりとしたのでお知らせするとともに、利用者との契約及び契約内容報告書の記載等に際してはご留意願いたい。(詳細は別添 2 を参照)

3 ケアホームにおける重度障害者への支援等について

表記については、平成 19 年 2 月 16 日付け厚生労働省事務連絡(別添 3)のとおり本市あてに通知があったのでお知らせする。なお、本市の定める支給決定基準に係る改正については現在検討中であるのでご了解いただきたい。